

臨時株主総会補足資料

株主の皆さまへ

株式会社りそなホールディングスによる
当社の完全子会社化について

目次

- 当社がりそなホールディングスの完全子会社となる背景及び目的 …… 1
- 完全子会社化の意義 …… 2
- 完全子会社化の方式 …… 3
- 株式交換に係る割当ての概要 …… 4
- 当社並びにりそなホールディングスの概要 …… 5
- 完全子会社化に関するQ&A …… 6

※この資料は株主総会参考書類ではありません。議決権の行使にあたりましては「臨時株主総会招集のご通知」をご確認ください。

当社がりそなホールディングスの完全子会社となる背景及び目的

- マイナス金利の長期化、銀行間の提携や統合、他業態による金融ビジネスへの参入等による競争激化に加えて、コロナ禍による深刻な影響が懸念される情勢にあるなど、事業環境は激変しております。
- 関西圏へのさらなるコミットメント、およびコロナ禍における地域経済・お客さまをりそなグループ一体で支えることを使命と捉え、グループ経営力の強化を加速度的に実現するため、りそなホールディングスの完全子会社となることを選択いたしました。

りそなグループをあげた 関西圏への さらなるコミットメント

マザーマーケットであり、経済活動の活発化が期待される関西圏において、グループ一体となり地域とともに成長することを実現

- りそなグループの銀行各社が特色のある営業戦略・スタイルのもと力強く成長

りそなグループ 一体での 経営力の強化

コロナ禍の長期化も見据えてグループ一体でお客さま・地域経済を支える経営力強化

- りそなグループが目指す「リテールNO.1」に向けたスピードを加速
- 社外流出の抑制を通じた資本基盤の拡充

ガバナンス強化を 通じたグループ 一体運営の加速

中期経営計画の確実な達成

- 現中計で見込む、シナジー発揮に向けたグループ一体での施策展開

経営資源の最適化を通じたさらなる経費コントロールの実現

- りそなホールディングス・当社の一体運営を通じた本部機能のスリム化
- グループチャネルネットワークのさらなる最適化
- 効率的な事務集中体制構築

▼
エンティティ^{※1}を超えた人財再配置加速

▼
グループ経営体制協議会^{※2}を設置し、具体的施策展開について協議

※1 りそなグループを構成する各社

※2 りそなホールディングスと当社とで最適なグループ経営体制を検討する協議体

完全子会社化の意義

完全子会社化により、経営態勢の強化、りそなグループのソリューション機能・経営資源の最大限活用、資本基盤の安定性向上が図られ、地域経済・お客さまをより強力に全力でサポートしてまいります。



関西みらいフィナンシャルグループ（関西みらいFG）の存続

● 関西みらいFGの経営理念は不変

経営理念

関西の未来とともに歩む金融グループとして、

お客さまとともに成長します。
地域の豊かな未来を創造します。
変革に挑戦し進化し続けます。

● りそなグループの中で、関西に根差した地域金融グループとして、関西みらいFGブランドを確立してまいります。

想定効果

お客さまサービス・利便性の向上

- りそなグループのソリューション機能（信託・不動産、国際業務、関連会社）の一体的展開を通じたビジネスサポート機能の強化
- りそなグループのお客さま取引基盤・情報を活用したビジネスマッチング、M&A情報等のより充実した情報提供、提案の実施

コストシナジーズの発揮

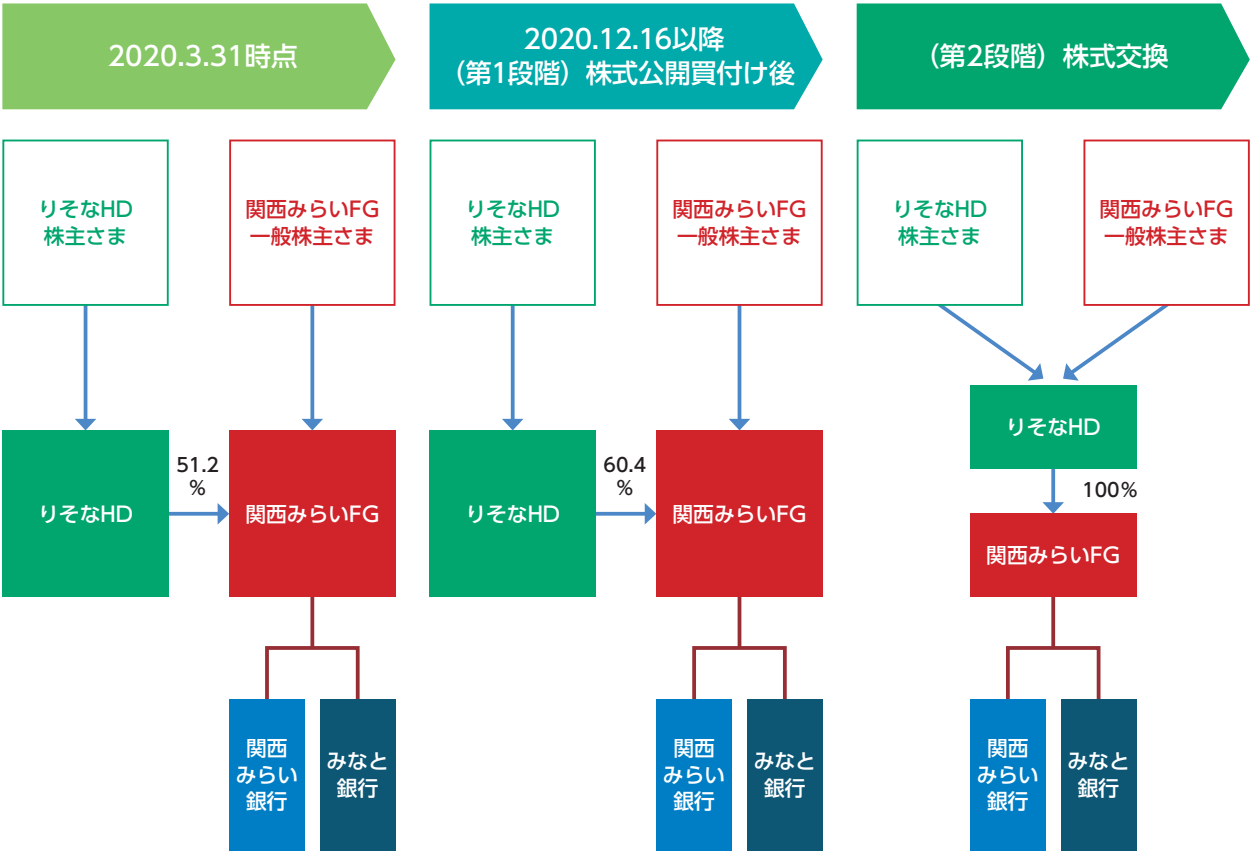
- りそなグループとの共同店舗施策等の活用なども含めたチャネルネットワークのさらなる最適化
- 関西みらいFG・りそなグループでの本部一体運営の推進による本部人員スリム化の加速
- 関西みらいFG・りそなグループ全体での事務集中体制の見直し、企業不動産戦略の検討等、業務基盤の再構築

資本基盤の安定性向上

- 地域経済を支えるために必要な資本基盤の補完体制の整備
- 社外流出抑制による資本基盤の拡充など、柔軟な資本政策

完全子会社化の方式

りそなホールディングス（りそなHD）を株式交換完全親会社、当社（関西みらいFG）を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本件株式交換は、2021年2月19日に開催予定の臨時株主総会にて承認を受けた上で、効力発生日を、2021年4月1日として行う予定です。



本件完全子会社化の日程及び今後の主なスケジュール（予定）は次のとおりです。

日 程	スケジュール
2020年11月10日	両社の取締役会決議、株式交換契約の締結
2020年11月11日	当社普通株式等に対する公開買付け開始
2020年12月9日	当社普通株式等に対する公開買付け完了(2020年12月16日決済完了)
2020年12月25日	当社の臨時株主総会議決権基準日
2021年2月19日（予定）	当社の臨時株主総会開催
2021年3月29日（予定）	当社普通株式の最終売買日
2021年3月30日（予定）	当社の上場廃止日
2021年4月1日（予定）	株式交換の効力発生日

株式交換に係る割当ての概要

株式交換比率

株式交換の効力発生日である2021年4月1日付で当社の普通株式 1 株につき、りそなホールディングスの普通株式1.42株を割当て交付いたします。

	りそなホールディングス	当社
株式交換比率	1.42	1

例えば、当社の普通株式を100株お持ちの当社株主さまの場合、りそなホールディングスの普通株式 142株（100株×1.42）が交付されることになります。

当社並びにりそなホールディングスの概要

	株式会社交換完全親会社		株式会社交換完全子会社	
名称	株式会社りそなホールディングス		株式会社関西みらいフィナンシャルグループ	
所在地	東京都江東区木場一丁目5番65号		大阪市中央区備後町二丁目2番1号	
代表者	代表執行役社長 南 昌宏		代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉	
事業内容	銀行持株会社		銀行持株会社	
資本金	50,472百万円		29,589百万円	
総資産（連結）	60,512,454百万円		11,225,125百万円	
純資産（連結）	2,316,543百万円		455,350百万円	
預金残高（連結）	52,909,979百万円		10,377,012百万円	
貸出金残高（連結）	36,645,552百万円		9,085,813百万円	
従業員数（連結）	20,760人		6,693人	
大株主及び持株比率	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	6.54%	株式会社りそな ホールディングス	51.20%
	第一生命保険株式会社	5.44%	株式会社三井住友銀行	21.27%
	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	4.43%	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1.54%
	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	3.18%	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1.45%
	日本生命保険相互会社	2.84%	日本トラスティ・サービス 信託銀行（信託口9）	1.01%

（注）「事業内容」以下の内容は2020年3月31日現在

完全子会社化に関するQ&A

Q 株式交換とはどのようなものですか？

A 株式交換とは、A社の発行済株式の全部を、B社が発行する株式と交換することにより組織再編を行う行為です。

今回のケースでは、A社が当社、B社がりそなホールディングスとなります。

株式を交換する際の比率を「株式交換比率」といい、今回の完全子会社化では、本冊子の4ページに記載のとおり、当社普通株式1株に対し、りそなホールディングスの普通株式1.42株が割り当てられる予定です。

例 | 当社の普通株式を100株お持ちの当社株主さまの場合、りそなホールディングスの普通株式142株（100株×1.42）が交付されることになります。

Q 保有している関西みらいフィナンシャルグループの株式はどのようにになりますか？

A 株式交換の効力発生日である2021年4月1日に、当社はりそなホールディングスの100%子会社になります。このため、当社は2021年3月30日をもって上場廃止となりますが、当社株主の皆様に対して、2021年4月1日にりそなホールディングスの普通株式が株式交換比率に応じて割当て交付されますので、当社株主の皆様におかれましては、引き続き東京証券取引所その他の金融商品取引所において当該株式の売買が可能になります。（りそなホールディングスの普通株式の割当て交付に伴う当社株主の皆様のお手続きは不要です。）

Q 関西みらいフィナンシャルグループの2020年度の配当はどのようにになりますか？

A 2021年4月1日、当社はりそなホールディングスの100%子会社となりますが、2020年度分として2021年6月にお支払いする配当は、2021年3月31日時点の当社株主の皆様に対して、当社からお支払いする予定です。なお、1株あたり配当は10円を予定しております。

Q 株式交換によって単元未満株式が生じた場合はどのようにすればよいですか？

A 株式交換により、単元未満株式（1単元は100株です。）の割当てを受ける当社株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することになる当社株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、りそなホールディングスに対し、保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

また、会社法第194条第1項及びりそなホールディングスの定款の規定に基づき、りそなホールディングスに対し、保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することもできます。

Q 株式交換によって1株に満たない端数が生じた場合はどうなりますか？

A 当社の株主の皆さまにおかれましては、株式交換によって、当社の普通株式1株に対してりそなホールディングスの普通株式1.42株が割当て交付されることとなります。

この結果、当社の普通株式を100株に満たない単位でお持ちの株主の皆さまにおかれましては、1株に満たない端数が生じることがあります。

株式交換により交付するりそなホールディングスの普通株式に1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第234条の規定に従い、当該株主の皆さまに対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

Q 現在利用している預金や融資は影響を受けますか？

A 当社は、株式交換によってりそなホールディングスの100%子会社になりますが、当社の子会社である株式会社関西みらい銀行及び株式会社みなと銀行は引き続き当社の100%子会社であり、両行をご利用いただいているお客さまのご預金やお借入が影響を受けることはありません。従来と変わらずにお取引いただけます。

Q 今後の定時株主総会の参加についてはどうなりますか？

A 今後、当社の株主総会に参加する株主はりそなホールディングスのみとなりますが、りそなホールディングスが、株式交換によってりそなホールディングスの普通株式を割当て交付される当社株主の皆さまに対し、りそなホールディングスの2021年6月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行うことで、当該当社株主の皆さまには、当該りそなホールディングスの定時株主総会にご参加いただけることとなる予定です。

お問い合わせ先

株式事務についてご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 **三井住友信託銀行証券代行部**

専用ダイヤル **0120-782-031** (午前9時～午後5時
土、日、祝祭日、年末年始を除きます)